

買取期間満了後の余剰電力の活用方法

買取期間満了後の余剰電力は、次のような活用の選択肢があります。

- 電気自動車や蓄電池・エコキュートなどと組み合わせて、自家消費を拡大
- 小売電気事業者と買取契約を締結し、余剰電力を売電（弊社以外への売電も可能です）

なお、太陽光発電の買取期間満了に関する詳細については、資源エネルギー庁のホームページ「どうする？ソーラー」でわかりやすく紹介されております。

売電が可能な小売電気事業者の一覧等も掲載されておりますので、是非ご覧ください。

＜資源エネルギー庁WEBサイト「どうする？ソーラー」＞

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/solar-2019after/

インターネット検索

どうする？ソーラー

検索

＜資源エネルギー庁 問い合わせ窓口＞

0570-057-333

[受付時間 9:00～18:00（土・日・祝、年末年始を除く）]

買取期間満了後のお手続き

＜ 弊社以外への売電を希望される場合 ＞

売電を希望される小売電気事業者にお申し込みください。

※お手続きには一定の時間を要する可能性がありますので、早めのお手続きをおすすめいたします。

＜ 弊社への売電継続を希望される場合 ＞

現在のご契約に基づき、新しい買取単価で買取りを継続するため、お手続きは不要です。

※弊社による新しい買取単価に基づく買取りが開始された後であっても、売電先を自由に変更することができます。

なお、いずれの小売電気事業者とも契約がなされない場合、暫定的な対応として、一般送配電事業者が無償で引き取りいたします。

弊社の新たなご契約条件

（再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱〔小売買取〕）

弊社への売電継続を希望される場合の新しい買取単価等、ご契約条件は以下のとおりです。

買取単価	XX.XX円/kWh（税込・消費税率10%）
契約期間	「買取期間満了日」の翌日から、翌4月の検針日の前日までとし、以降、双方に異議がない場合は、1年毎の自動継続といたします。
非化石価値の帰属	全て弊社に帰属するものといたします。 ※上記買取単価には非化石価値相当額を含みます。

※買取単価は本書作成日時時点での買取単価であり、変更する場合があります。

この場合、買取単価は上記によらず変更後の買取単価によるものといたします。

※買取単価を変更する場合は、弊社ホームページを通じてお知らせいたします。

※その他のご契約条件（契約要綱）については、弊社ホームページをご確認ください。

九州電力WEBサイト（契約要綱のページ）

http://www.kyuden.co.jp/company_liberal_elec_buy_index.html#keiyakuyoko

その他の買取に関するサービスについては、下記の弊社ホームページをご確認ください。

九州電力WEBサイト（買取サービスのページ）

http://www.kyuden.co.jp/rate_purchase_afterfit.html

[トップページ](#) ⇒ [個人のお客さま](#) ⇒ [再生可能エネルギーからの電力購入について](#)

⇒ [買取制度期間満了後の買取について](#)

からご覧いただけます

本書類は、現在の買取契約に基づく買取期間の満了、および弊社による買取継続の際の契約条件を記す書類となりますので、大切に保管してください。